

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

取引先（販売先や物流業者等）と密な情報交換を行い、道外市場への通年出荷（夏季の露地野菜やアスパラガス、冬季の椎茸等）を安定的に行うことで、サプライチェーン全体の持続的な成長と収益力向上を目指します。また、自社ワイン等の高付加価値商品の展開を通じて、取引先との新たな連携や共存共栄を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

農業における旧来の労務環境を刷新し、年間雇用を維持するとともに、従業員の有給休暇の自由な取得や、男性の育児休業取得を積極的に推進しています。多様な人材が長く働きやすい労働環境の構築を通じて、持続可能な農業経営と地域社会への貢献に努めます。

2026年3月7日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社大坪農園

代表取締役 大坪護

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。